# 第17回袖ケ浦市農業委員会総会議事録

- 開催日時 令和5年8月7日(月)午後2時00分
- 開催場所 袖ケ浦市農業センター講習室
- 定数及び現員数 定員16名 現員15名 3
- 出席委員 14名

1番 石 井 清 治 2番 石 渡 正 明 3番 佐久間 勝 史 5番繁田俊彦 6番 山 嵜 和 雄 7番 大 野 雅 弘 9番 大 越 久 雄 10番 中山 雅 夫 11番 田 中 幸 一 12番 渡 邉 美代子 13番 根 本 雅 史 14番 山 口 壹 弘 勉

- 15番 注連野 千佳代 16番 増 田
- 5 欠席委員 1名

4番 花 澤 一 弘

6 出席事務局職員 3名

大野事務局長 石井副主幹 鈴木主査

#### ◎開 会

令和5年8月7日午後2時00分 開会

○事務局長(大野博之君) それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。 本日は、非常にお暑い中、またお忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがと うございます。

初めに、会長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(注連野千佳代君) 皆さん、こんにちは。酷暑が続いておりますけれども、体調のほういかがでしょうか。これから水稲では稲刈りなんかも、もう始まってきますけれども、今、台風の影響もあって天候が不安定になっていまして、大変気にかかっているところではないかと思います。これからも、いろいろ気をつけながらしっかりやっていきたいと思います。

本日も慎重審議よろしくお願いいたします。

○事務局長(大野博之君) ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

総会の議事は、袖ケ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなって おりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) ただいまより第17回農業委員会総会を開会します。 ただいまの出席委員は、15名中14名出席ですので、会議は成立しております。 次に、欠席委員のご報告を申し上げます。4番、花澤委員。

#### ◎議事録署名委員の指名

○議長(注連野千佳代君) 日程第1、議事録署名人の指名を行います。 12番、渡邉美代子委員、13番、根本雅史委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(注連野千佳代君) 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長(大野博之君) それでは、議案1ページを御覧ください。議案第1号の提案理由について 御説明いたします。

令和5年8月7日付の市の人事異動に伴いまして、袖ケ浦市農業委員会事務局職員の人事異動について、袖ケ浦市農業委員会処務規程第3条第1項の規定により、会長において専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案の2ページを御覧ください。専決処分書のとおり、転出者、斉藤明博副主査に替わりまして、 転入者、中畑浩治副主査となります。

説明は以上でございます。

○議長(注連野千佳代君) 議案第1号は、人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決する ことに御異議はございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 御異議ないものと認め、直ちに採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号は承認されました。

- ◎議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ○議長(注連野千佳代君) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。 議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。 大野局長。
- ○事務局長(大野博之君) 議案第2号、整理番号1について御説明いたします。

議案の3ページを御覧ください。表の上段になります。申請内容は、親子間での贈与になります。 総会資料の1ページのほうを御覧ください。位置図となってございます。場所は、奈良輪字辻であ ります。昭和通りより少し中に入った途中の位置する場所でございます。現地を確認いたしましたと ころ、現地は敷地内にある畑で、果樹、キュウリなどの野菜が植えられておりました。

総会資料の2ページから7ページ、こちらに許可申請書を添付してございます。譲渡人は、高齢となり、健康上のこともありまして、子供に贈与したいとのことです。譲受人は、月に3回程度、奈良輪の実家に戻ってきておりまして、父親と共に作業をしているということでございます。ふだんは、父親が管理を行っているとのことです。

農地法第3条の許可基準についてでございますけれども、4点ほどございまして、1点目、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はございません。

- 2の農機具等については、耕耘機を所有しています。
- 3の農作業常時従事日数につきましては、世帯で標準の150日以上従事しているため、要件を満た してございます。
- 4の地域との調和要件につきましては、周囲の宅地化が進む中、影響が出ないよう配慮を行いつつ、耕作していますとのことでした。

総会資料8ページのほうに現地の写真を添付しています。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、石井清治委員。

- ○1番(石井清治君) 1番、石井です。7月26日午後3時30分過ぎですけれども、事務局の石井さんと鈴木さんとで現地確認をいたしました。現地は、奈良輪北通りから東へ約100メートルぐらい入った右側でありまして、現状は畑であります。譲渡人は高齢になり、今後のことを考えまして、譲受人に移転することにしたようでございます。よろしく御審議をお願いいたします。
- ○議長(注連野千佳代君) 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

16番、増田委員。

- ○16番(増田 勉君) 確認事項なのですが、これは贈与で所有権移転ということになりますけれども、 実際は親が耕作するということでしょうか。
- ○議長(注連野千佳代君) 事務局、お願いします。
- ○事務局(鈴木良宏君) 基本的な管理というものはお父様が行っておりますが、帰省したときには共同で作業等をして、年間通して作業していると伺っております。

以上です。

- ○16番(増田 勉君) ありがとうございます。
- ○議長(注連野千佳代君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1について、許可と決定します。

次に、議案第2号の2について、事務局の説明を求めます。

大野局長。

○事務局長(大野博之君) 議案第2号、整理番号2について御説明いたします。

議案の3ページを御覧ください。中段でございます。申請内容は、売買による所有権の移転でございます。

総会資料のほうの9ページの位置図を御覧ください。場所は、下泉萩原野という場所でございます。 現地を確認したところ、現地は耕作されておりました。総会資料のほうの10ページから12ページに許可申請書を添付してございます。譲渡人は労働力不足のために経営を縮小したいと、譲受人につきましては、自作地に隣接しているため耕作上、便利であるということから購入したいとのことでございました。

農地法第3条の許可基準につきましては、4点ほどございます。

全部効率利用要件につきましては、非耕作地はございません。

2点目、農機具等につきましては、乾燥機、コンバイン、トラクター、田植機、農用車を所有して ございます。

3点目、農作業常時従事日数につきましては、世帯で基準の150日以上を従事しているため、要件 を満たしてございます。

4番、地域との調和要件につきましては、近隣に耕作地があり、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことでございました。

総会資料の16ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めるところですが、本日花澤委員が欠席のため、7番、大野雅弘委員から報告をお願いいたします。
- ○7番(大野雅弘君) 7番、大野です。担当地区の花澤委員が本日欠席のため、私が替わって報告します。特に問題ないということなので、よろしくお願いします。■■さんという方は、特に問題ないので、よろしくお願いします。
- ○議長(注連野千佳代君) 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手願います。

## [賛成者挙手]

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2について、許可と決定いたします。

次に、議案第2号の3ないし5については関連がありますので、一括して議題といたします。 事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長(大野博之君) 議案第2号、整理番号3ないし5について御説明いたします。

議案の3、3ページの下段から4ページを御覧ください。申請内容は、東京都の法人が市内及び市外在住の個人が所有する農地6筆に賃貸借権を設定し、ブルーベリーを栽培する新規就農の案件となってございます。

総会資料のほうの17ページの位置図を御覧ください。色が塗ってありますけれども、場所は高谷字豆郷前が1筆、同じく字本郷が3筆、字権現下が2筆、合わせまして6筆、6,584平方メートルになります。本件申請人は一般法人でございますけれども、要件を満たせば農地の貸借の許可を受けることができます。

総会資料のほうの66ページを御覧ください。A4の横長の資料となってございます。

総会資料のほうの66ページにA4の横長がございます。そちらに法人が農業に参入する場合の要件と書いてございます。そちらを御覧ください。一般法人が農地を貸借する要件といたしましては、右下の表の1から3に示す要件、そちらが必要になります。1といたしまして、貸借契約に解除条件が付されていること、2として地域における適切な役割分担の下に農業を行うこと、3として業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事することとなってございます。本件の申請につきましては、この3つの要件を全て満たしているため貸借が可能となります。1につきましては、総会資料の21ページのほうを御覧ください。農地賃貸借契約書の写しを添付してございます。これの契約の3番のところ、こちらに解除に係る条件が記載されてございます。他の譲渡人に係る契約書についても、同様な条件が記載されておりまして、そちらにつきましては、総会資料の25、29、33のページに添付してございます。同様の内容となってございます。

2につきましては、総会資料の35ページを御覧ください。こちらに周辺地域との関係について、地域によって適切な役割分担を担うということが記載されております。また、総会資料のほうの55ページを御覧ください。こちらにつきましては、営農実施計画書、⑫になりますけれども、こちらに草刈り、道路の清掃に参加し、鳥獣対策等の話合いにも参加するというふうな記載がされてございます。3に示されています業務を執行する役員、又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事することにつきましては、41ページのとおり、代表取締役である申請人、こちらが常時雇用者であるのぞみ野在住の方を農園長ということで明記してございます。

作業につきましては、総会資料のほうの51ページを御覧ください。1年目と記載されておりますけ

れども、ブルーベリーが実をつけ収穫できるまで3年ほどかかると言われておりますので、農業経営 実施計画につきましては、3年後の収穫を見込んだものとなってございます。3年後につきましては、 農園長を中心に申請者とその他3名を臨時雇用して営農する計画となってございます。農園長の農業 従事経験等につきましては、農家台帳において確認しましたところ、非農家でございましたけれども、 令和4年10月から令和5年1月まで木更津の■■■■■■■、こちらにおきまして栽培に係る研 修を受けているとのことです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しました。本案件は運営委員会案件ですので、運営委員長の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、山口壹弘運営委員長。

○運営委員会委員長(山口壹弘君) 14番、山口です。先月の31日に現地確認いたしました。見る限りでは、ちょっと荒れた農地って感じだったのですけれども、ブルーベリーを植えるには大丈夫だなと思ったのですけれども。このような案件というのは、これで3件目になります。今まで2件は取りあえず許可すべきものとしましたけれども、今回代理者にいろいろ質問したりしたけれども、直接作業する人が今まで一回も来ていないのです。何か2回目の案件が駄目になったと、何か資金が都合がつかないから駄目になりましたと。聞いていると、何か随分あやふやで。前のは許可相当としたけれども、今回、そういうことを代理人さんに尋ねたら、ほかのところでもいろいろやっているみたいなので、どうかと聞いたら、ほかの担当部署は分かりませんということを言ったので、何か訳分からないなという感じになってしまったのです。細かいこと言っても仕方ないですけれども、運営委員会としては保留という判断をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(注連野千佳代君) 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

保留というのはあれですよね、この作業をする中村さんという方、この方に実際に作業するのだから来て、一緒に話をしてほしかったけれども、来てはいただけなかった。事務局のほうからもお声がけをしていたけれども、来ていただけなかったという回答でしたね。

- ○運営委員会委員長(山口壹弘君) はい。毎回そういう話はしているけれども、来てくれなかったという話。
- ○議長(注連野千佳代君) そう、来てくださらないのですよね。事務局、お願いします。
- ○事務局(鈴木良宏君) 農園長ではなくて、申請者の方に来てくださいという形でお願いしております。
- ○議長(注連野千佳代君) それで、ちょっと相手の信用、信頼できるかどうかということも含めて、

もう一度作業をする方に来ていただいて、話を聞いた上で決めるほうがいいのではないかという結論 を出したということですよね。

- ○運営委員会委員長(山口壹弘君) 前回のやつだって、やりたい、やりたいって言ったら、ちょっと お金の都合がつかないから、もうやめましたとかって、やる人がどんな気持ちかなと思って、そうい う結論になりました。
- ○議長(注連野千佳代君) 質疑はよろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、運営委員長より耕作予定者の出席がないなど確認できない事項があったことから 再審議すべきということになっております。運営委員長の説明のとおり、保留ということで決定する ことについて採決をいたしたいと思っています。

議案第2号の3ないし5について、運営委員長の報告のとおり保留にするということに賛成の方、 挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3ないし5については、審議保留と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長(注連野千佳代君) 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長(大野博之君) 議案第3号の1について御説明いたします。

議案の5ページを御覧ください。本件は、市外の法人が市外在住の所有者から申請地の農地を買取り、戸建て住宅4棟を建設し、建売分譲したいという案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

総会資料の72ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ケ浦駅の東北側、約450メートル、 奈良輪小学校からは南西約450メートルの場所にございまして、市街化区域に近接する農地で、その 規模がおおむね10~クタール未満であることから第2種農地と判断されます。

土地利用につきましては、総会資料74ページのとおりでございまして、2階建て、戸建て住宅を整備する計画となってございます。

排水関連につきましては、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、既設の排水路に接続して放流し、雨

水につきましては貯留槽にて抑制し、オーバーフロー分は新設の排水路を経由して、既設の排水路に 放流する計画というふうになってございます。

造成計画につきましては、山砂にて50センチ程度盛土を行う計画となっております。

総会資料の75ページ、76ページ、こちらに建物の平面図及び立面図、そして77ページ及び78ページに現地の写真を添付してございます。

所要資金につきましては、自己資金により賄う計画となっております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では袖ケ浦市宅地開発事業指導要綱、こちらの規定による事 前協議の取りまとめが市の開発指導準備室にて行われておりまして、既に協定書の締結がなされてご ざいます。

説明は以上です。よろしく御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、石井清治委員。

- ○1番(石井清治君) 1番、石井です。7月26日午後3時30分過ぎですけれども、事務局の石井さんと鈴木さんと現地を見ました。現地は、奈良輪北通りから東へ50メートルぐらい入った右側です。現地は雑草が繁茂しておりました。周辺は住宅が建ち並んでおり、住宅用地に転用しても支障はないものと思われます。よろしく御審議お願いいたします。
- ○議長(注連野千佳代君) 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。
- ○13番(根本雅史君) では、1点だけ。
- ○議長(注連野千佳代君) 根本委員。
- ○13番(根本雅史君) 13番、根本です。この周辺は奥のほうも、もう家が建っていますので、道路の幅も十分にあるのだろうと思いますけれども、その図面がよく分からないですけれども、幅員、どのぐらいある。道路の幅。前の。奈良輪北通りから入って。
- ○議長(注連野千佳代君) お願いします。
- ○事務局(石井和樹君) 事務局、石井です。総会資料74ページに土地利用計画図がございます。印刷の関係で見にくくて申し訳ないのですが、現況が約3.78メートル程度になります。今回の開発区域につきまして6メートルにする計画になっております。

以上です。

- ○13番(根本雅史君) その奥のほうにも家が建っているのですけれども、現在は4メートルもないのですか。
- ○議長(注連野千佳代君) 事務局。
- ○事務局(石井和樹君) このちょうど土地利用計画図のすぐ下側、南側につきまして約2.855メート

ルと書いてありますけれども、その分譲するところについては、こういう形で拡幅されているのですが、そちらについては、まだ分譲されていない農地のままになっている部分は、細いままという形になっております。

以上です。

- ○13番(根本雅史君) 4メートルなくても許可になるの。
- ○議長(注連野千佳代君) 事務局。
- ○事務局(石井和樹君) こちら道路の拡幅の関係は都市計画法の話になりますけれども、このように 開発するときには6メートルということで拡幅するという形になっています。
- ○13番(根本雅史君) はい、分かりました。
- ○議長(注連野千佳代君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

初めに、議案第3号の1について討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 議案第3号の1について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の2ないし6については関連がありますので、一括して議題といたします。 事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長(大野博之君) 議案第3号の2ないし6について御説明いたします。

議案の6ページ及び7ページを御覧ください。本件は、市外の法人が市内及び市外在住の個人が所有する農地11筆、計2,213平方メートルについて売買により所有権を取得、戸建ての住宅8棟を建築し、建売分譲をしようとする案件でございまして、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

総会資料の79ページ、位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ケ浦駅の北側、約900メートル、 奈良輪小学校の北西、約1.2キロに位置する農地でございまして、市街化区域に隣接する農地、そして、その規模がおおむね10~クタール未満ということで2種農地と判断されます。

総会資料の86ページの土地利用計画平面図、それと87ページの建築物配置図を御覧ください。2階建ての戸建ての住宅8棟を整備する計画となってございます。また、分譲時に接続する道路につきま

しては、拡幅する計画となってございます。造成計画につきましては、開発区域内を切土及び盛土し、 外周にコンクリートブロック及び擁壁を設置する計画となってございます。

総会資料の89ページの給排水計画平面図を御覧ください。排水関連につきましては、雨水は各宅地内に雨水浸透貯留施設を設置し、設置の上、抑制いたしまして、オーバーフロー分は道路内側溝へ放流する。汚水雑排水につきましては、合併浄化槽で処理後、道路内の側溝へ放流する計画となってございます。

所要資金につきましては、自己資金により賄う計画となってございます。

総会資料の88ページ、こちらに建物の平面図及び立面図、90ページ、91ページに現地の写真を添付 してございます。

なお、この開発に係る一連の協議関係におきましては、袖ケ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の開発指導準備室において行われておりまして、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

- ○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しました。 本案件は運営委員会案件ですので、運営委員会委員長に意見及び現地調査の報告を求めます。 14番、山口壹弘運営委員長。
- ○運営委員会委員長(山口壹弘君) 14番、山口です。これも、7月31日に現地、確認に行きました。 現地は見た感じで大荒れというか、ヨシ山だらけなのです。それをやってくれて、もう近くまで塀も 来ているし、だけれども、委員が、どういう人、質問というか何かしていましたけれども、排水の関 係でいうと、結構皆さんどうなるかなと。今現在でもあのままでうまくいっているみたいだし、自然 浸透で、言っていましたけれども。問題は、あの業者に言わせると、その排水は問題ないということ で。でも、個人的な意見ですけれども、ここは何の問題ないと思うのですけれども、あんなにヨシだ らけのところがあったら、防災上よくないから、早いところ家を建てたほうがいいのではないかなと ちょっと感じ受けましたけれども。問題ないと思いますので、許可すべきといたしましたので、よろ しくお願いします。
- ○議長(注連野千佳代君) 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。議案第3号の2ないし6について賛成の方は挙手願います。 [賛成者挙手]

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2ないし6については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の7について議題といたします。

事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長(大野博之君) 議案第3号の7について御説明いたします。

議案の8ページを御覧ください。本件は市外在住の個人が市内在住の祖父母が所有する農地2筆について使用貸借を行い、専用住宅として転用しようとする案件でありまして、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

総会資料の92ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ケ浦駅南東約1.7キロ、県立袖ケ浦高校の西側、約500メートルに位置しまして、集団化された農地で、その規模がおおむね10ヘクタール以上であるということから第1種農地と判断されます。この第1種農地といたしましては、原則として転用不許可となってございますけれども、本案件は千葉県の農地転用関係事務指針、こちらに定める第1種農地の例外規定のうち、住宅のほか周辺地域居住者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、県の君津農業事務所との共通の認識がなされてございます。

総会資料の94ページの土地利用計画図を御覧ください。土地の利用計画につきましては、専用住宅を整備する計画となってございます。排水計画につきましては、汚水雑排水は敷地内に合併浄化槽を設置した上で、西側の水路へ排水し、雨水につきましては敷地内に浸透ますを設置し、宅内処理をいたします。

所要資金につきましては、金融機関からの借入れにより賄うという計画となってございます。

総会資料の95ページから96ページ、こちらに建物平面図及び立面図を、98ページから99ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、石井清治委員。

○1番(石井清治君) 1番、石井です。8月の26日ですけれども、午後4時頃です、事務局の石井さんと鈴木さんとで現地確認をいたしました。現地は、平成通りと昭和線交差点より南へ100メートルぐらい入った左側です。現地は、草刈りはされておりました。住宅用地に転用しても、問題はないものと思われます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。根本委員。

- ○13番(根本雅史君) 13番、根本です。先ほど譲渡人と譲受人の関係についてちょっと説明がありましたけれども、もう少しちょっと詳しくどういう関係か教えてもらいたいのですけれども。この申請書だと、ただ親戚としか書いていないのですけれども。名字が違うので。
- ○議長(注連野千佳代君) 事務局。
- ○事務局(石井和樹君) 事務局、石井です。こちら関係につきましては、譲受人の奥様の祖父母に当たるということで伺っております。

以上です。

- ○13番(根本雅史君) はい、分かりました。
- ○議長(注連野千佳代君) ほかに質疑はございませんか。 増田委員。
- ○16番(増田 勉君) ちょっと教えていただきたいのですが、これは使用貸借契約ということになっていますけれども、どのような契約内容になっているのでしょうか。
- ○議長(注連野千佳代君) 事務局、お願いします。
- ○事務局(石井和樹君) 事務局、石井です。使用貸借ですので、特に書類が、こちらに提出されているわけではないのですけれども、祖父母という関係になっておりますので、身内ですから無償で貸しますというような形になっているものかと思います。

以上です。

- ○16番(増田 勉君) はい、分かりました。
- ○議長(注連野千佳代君) ほかに質疑はございませんか。

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第3号の7について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の7については、許可相当と決定いたします。

- ◎議案第4号 令和5年度第5次農用地利用集積計画書(案)の承認について
- ○議長(注連野千佳代君) 次に、議案第4号 令和5年度第5次農用地利用集積計画書(案)の承認 についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

大野局長。

- ○事務局長(大野博之君) 議案第4号、この議案第4号は別冊となっております。今回の申請は、全部で22件ございます。内訳につきましては、12ページ、こちらに利用権設定が17件、そして15ページ、こちらに所有権の移転が2件、そして24ページ、こちらが農地中間管理事業による権利設定が3件。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いします。
- ○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

ちょっと今回こちらの案件、数が多くなっておりますけれども。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

- ○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
- ○14番(山口壹弘君) ちょっとすみません。
- ○議長(注連野千佳代君) 山口委員。
- ○14番(山口壹弘君) 申し訳ない。何てことない話なのだけれども、これは年貢というか、コシヒカリ60キロって書いてあるね。キロ。横田のほう、今このぐらいだと。
- ○議長(注連野千佳代君) 事務局、お願いします。
- ○事務局(鈴木良宏君) 米価が、下がっていますけれども、今回新規と更新という形で今回の申請については反60キロで申請されています。
- ○14番(山口壹弘君) いや、ちょっと、すごいなと思って。うちのほう辺り、大体30キロだから。
- ○議長(注連野千佳代君) 前、反1俵とかでしたよね。うちも1俵、上げているけれども、今、1反 ぐらいになっていることは多いですよね。
- ○14番(山口壹弘君) 反1俵とかで、幾ら、かかるよ。だって、経費引いたって、経費がかかるけれ ども、その米をもらっても……
- ○議長(注連野千佳代君) 事務局、お願いします。
- ○事務局(鈴木良宏君) こちらなのですけれども、横田の区画整理したところで、区画整理されて、 きれいなところなので、多分作りやすいので、そのようになったのかと。

- ○14番(山口壹弘君) 相対だから、そこまでは言えないか。
- ○議長(注連野千佳代君) その場合、場合で、ちがうと。
- ○14番(山口壹弘君) 相場で、相場がこうだからと思っておかなくてはいけない。
- ○議長(注連野千佳代君) ほかには何かございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) ないようなので、これにて討論は終結いたします。

採決をいたします。

議題第4号について、 替成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

## ◎報告事項

○議長(注連野千佳代君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

石井君。

○事務局(石井和樹君) 事務局の石井です。袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条各号の規定に基づきまして、局長専決にて処理した案件について御報告いたします。

議案9ページから11ページを御覧いただければと思います。今回報告する案件につきましては、令和5年6月の1日から6月30日までに専決処理した案件となります。

まず、協議報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出は6件でございます。

続きまして、11ページ、協議報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約の通知は1件でございます。

報告は以上です。

## ◎その他

○議長(注連野千佳代君) 次に、日程第4、その他について、委員から何かありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 事務局から何かありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 本日の日程は全て終了しました。

◎閉 会

○議長(注連野千佳代君) これをもちまして第17回農業委員会総会を閉会いたします。 お疲れさまでした。

午後2時45分 閉会